

介護保険

介護保険料が変わります(介護保険のしくみ)

ほけん課 介護保険係 ☎ 22-3145



65歳以上の人は 第1号被保険者

保険料は、基準額をもとに所得や課税状況に応じて決められ納めます。

サービスを利用できるのは、介護や支援が必要であると認定された人



40～64歳の方は 第2号被保険者

保険料は、加入している医療保険の算定方式により決められ、医療保険と一括して納めます。

サービスを利用できるのは、特定疾病により介護や支援が必要であると認定された人

介 護保険制度は、40歳以上の人が加入者となって介護保険料を納め、介護や支援が必要になった時に費用の一部を支払ってサービスを利用できる仕組みです。サービスを利用する・しないにかかわらず、40歳以上のすべての人が加入することになります。保険料は3年間(平成30年～32年度)の事業費を推計し、50割を公費(国、県、市負担)、50割を40歳以上の被保険者で負担することになります。

65歳以上の介護保険料(基準額)

- 平成30～32年度の介護保険料(基準額)

年額 **68,400円** (月額 5,700円)

- 平成30年度の段階別保険料率と保険料

段階	対象者	保険料率	年額
第1段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額*+課税年金収入額が80万円以下の人等	0.45	30,780円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額*+課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	0.75	51,300円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超の人	0.75	51,300円
第4段階	世帯のだれかに市民税が課税されているが本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額*+課税年金収入額が80万円以下の人	0.9	61,560円
第5段階 (基準額)	世帯のだれかに市民税が課税されているが本人は市民税非課税で、第4段階以外の人	1.0	68,400円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額*が120万円未満の人	1.2	82,080円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額*が120万円以上200万円未満の人	1.3	88,920円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額*が200万円以上300万円未満の人	1.5	102,600円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額*が300万円以上の人	1.7	116,280円

平成30年度介護保険料の納め方

●第5段階（基準額：68,400円）の一例（仮徴収の金額により本徴収の金額が変わります）

4月	6月	8月	10月	12月	2月
10,400円	10,400円	11,900円	11,900円	11,900円	11,900円



前年の所得をもとに算出した保険料から、仮徴収（4月・6月）を除いた額を8月から翌年2月の年金支給月に納めます。

●保険料の変更

特別徴収の方は、平成30年8月納期限保険料から変更されます。受給している年金額により納付方法が異なります。7月下旬に発送する介護保険料納入通知書で確認を行ってください。

●特別徴収と普通徴収、どっち？

▷年金の年額が18万円以上の人→特別徴収（年金からの天引き）

▷年金の年額が18万円未満の人→普通徴収（納付書払い）

※18万円以上の方でも年度途中で65歳になったときや住所異動、年金が一時差止めとなった場合など、普通徴収になる場合があります。

利用者負担の割合	対象者
3割 (H30.8~)	以下の①、②両方に該当する場合 ①本人の合計所得金額*が220万円以上 ②同一世帯にいる65歳以上の方の「年金収入+その他の合計所得金額*」が、 (単身の場合)340万円以上 (2人以上世帯の場合)463万円以上
2割	3割の対象とならない方で、 ①本人の合計所得金額*が160万円以上 ②同一世帯にいる65歳以上の方の「年金収入+その他の合計所得金額*」が、 (単身の場合)280万円以上 (2人以上世帯の場合)346万円以上
1割	上記以外の人

平成30年8月から、65歳以上の介護サービスご利用の方で特に所得が高い方は、利用者負担割合が3割になります。
ただし、利用者負担の上限額（4万4400円）を超えた分は、申請すると高額介護サービス費として後日支給されます。なお、支給限度額を超えた利用者負担分や、食費・居住費等は高額介護サービス費の対象になりません。

65歳以上で特に所得が高い人の介護サービス利用者負担割合が3割になります

介護保険の事業費は年々増加・・・

第1号被保険者の増加で、介護保険事業費は年々増加しています。

平成18年度事業費は17億円であったものが、平成22年度には21億円を超え、平成30年度では34億円になっています。平成37年度は高齢者人口の減少により33億円程度の試算も出ています。

全国的な人口減少と高齢化率の伸展が続く中、介護保険制度の役割や地区サロン、介護予防への取組みが重要となります。

阿蘇市の介護保険事業費と65歳以上の割合の推移

